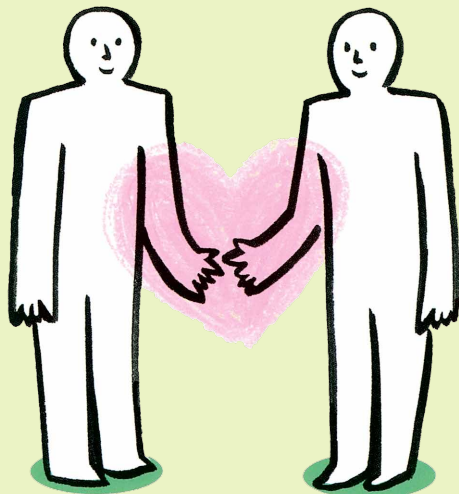


小学校から高校までの児童・生徒、保護者の皆様へ

いじめや差別、ハラスメントのない
学校生活を送るために



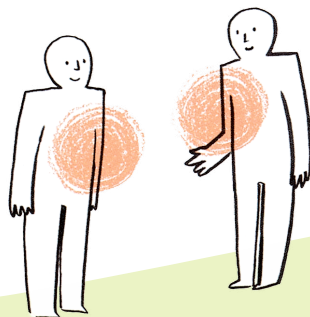
成蹊学園ハラスメント防止委員会

成蹊学園は、子どもたちの大切な 人権を守るために 全力をあげて取り組みます

成蹊学園は、児童・生徒の教育及び人格形成の場として自由な雰囲気の中で、「個性を持った自立的な人間の創造」をめざしています。このためには、子どもたち同士、子どもたちと教職員がお互いに「人格を認め合い」、「個人として尊重する」ことが大切です。

将来のハラスメントの芽となりうるいじめや差別などは、個人の人格・人権の尊重に反する行為であり、子どもたちの学ぶ権利、学校生活を豊かに送る権利への重大な障害となります。

成蹊学園は、小学校、中学・高等学校、大学の教員、事務職員及び専門の相談員からなるハラスメント防止委員会を設置し、子どもたちの人権が守られるように学園をあげて取り組んでいます。



ハラスメントとは？

どのような行為がハラスメントにあたり、どのような行為がそうでないのか、目に見える基準があるわけではありません。自分が何気なく行動し、または発言したつもりでも、相手の人権を侵害し、個人の尊厳を傷つけた場合には、ハラスメントになる可能性があります。

〔セクシュアル・ハラスメント〕

相手の意に反する性的言動により、相手に不快感や不利益を与え、学習・学校生活を困難にさせることをいいます。

学校で児童・生徒に対して行う性的いやがらせを含みます。

〔スクール・ハラスメント〕

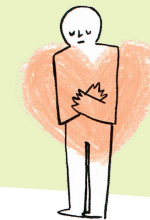
小学校、中学校及び高等学校において、教育・育成にかかわる者が適正な範囲を超えて、相手に精神的・身体的苦痛を与えること、または教育・学習環境を悪化させることをいいます。

いじめ（児童・生徒間の事案）とは？

児童・生徒に対して、心身に苦痛を与える行為を他の児童・生徒が行うことをいいます（インターネットを通じて行われるものも含みます）。

※学校で起こるハラスメントを総称して、「スクール・ハラスメント」と呼ぶこともあります。

このような言動が いじめや差別、ハラスメントに あたります



- 特定の子をターゲットにして無視する、または仲間外れにする。遊びと称して、精神的・身体的苦痛を与える。
- SNS等で本人の了解なく写真を送ったり、個人を特定できる形で誹謗、中傷したりする。
- 私物や荷物を勝手に見たり、隠したりする。
- 身体的特徴や過去の失敗など、本人が気にしていることを話題にしてからかう。
- 公衆の面前で不快な発言や行動をして盛り上がる。
- 「〇〇ってことも知らないの」などと相手をバカにした言動をする。
- 「男のくせに仕草が女みたいで気持ち悪い」などと言ってからかう。
- メールや電話をしつこくし続ける。
- 「〇〇は〇〇が好きなんだ」などと噂を流す。
- 相手が傷つくようなあだなをつける。
- 個人的なこと（成績や性に関することなど）をしつこく聞く、又は言いふらす。
- 試合でミスしたことについて、皆の前で罰を与える。

普段の何気ない言動、いたずらやからかいが実は誰かを傷つけている場合があります。相手の気持ちを思いやり、お互いを尊重することが大切です。

※セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）に対する差別的な言動もセクシュアル・ハラスメントに含まれます。

Q & A

Q 「男のくせに」「女らしく」というのもハラスメントになるの？」

A 「男のくせに」「女らしく」という表現も、一つの固定化した概念を相手に押し付けることになり、これをジェンダー・ハラスメントと呼びます。こうした固定的な考え方をすることがハラスメントを生み出す土壌になります。性別によって役割を押し付けると、それもジェンダーハラスメントとなります。

Q 「友達がいじめを受けているのを見た時、どうしたらいいの？」

A 気の合う仲間だけでグループを作ったり、特定の子をいじめの対象にしたりするケースがありますが、グループの誰かがいやがらせをしている場合、注意すると仲間はずれになるかもしれないという危惧から、見て見ぬ振りをしがちです。しかし、それはいじめに加担することを意味しますので、必要であれば担任の先生やハラスメント相談員などに相談してください。

Q 「うちの子が『いじめられている』と話したら、どうしたらいいの？」

A できるだけ早く当該学校の先生に相談してください。生徒・児童間の事案については、9頁をご参照ください。

Q 「通学途中で見ず知らずの人から受けた行為についても相談できるの？」

A その後のケアが必要なので、相談された人は話をしっかり受け止めて聴いた上で、担任の先生やハラスメント相談員などに相談するよう情報提供をしてください。

お子さんが いじめや差別、ハラスメント などの被害にあったら

子どもから悩みや不快な感情を伝えられたら どう対応すればいいの？

お子さんの気持ちをしっかりと受け止め、共感し、安心させることが何よりも大切であり、他のことをしながら片手間に聞くようなことは避けなければなりません。まず、しっかりと話を聴き、そのうえで、どのような方策を講じればよいかを、お子さんと一緒に考えるようにしてください。

お子さんの発言を受け止めずに、「考えすぎよ」とか「友達がそんなことするはずないでしょ」とか「それは、あなたが先生に気にしてもらっているからじゃないの」などと言って訴えをさえぎってしまえば、お子さんはあきらめて相談してこなくなるでしょう。また、「お前にも隙があるんじゃないの」とか「いやだっていわないからよ」などとお子さんに責任があるような発言をすれば、お子さんをさらに追い込むことになってしまいます。

お子さんは、言葉だけでなく、表情や態度で訴えかけてくることもあります。集中力低下や睡眠リズムの変化、学業成績の急激な低下、対人関係の変化などがSOSのサインとして表れることもあります。

1. 相手に言葉や態度で意思を示すことも大切です。

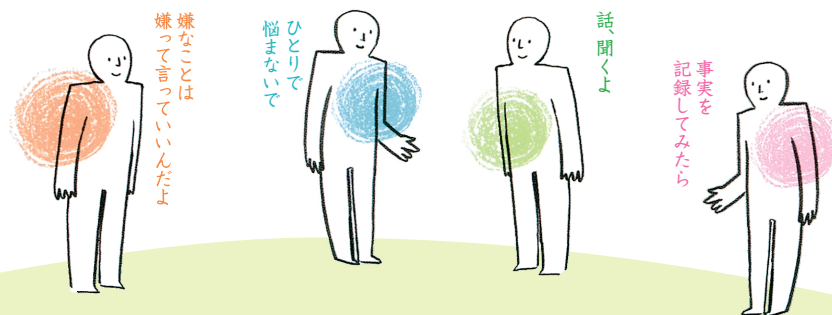
お子さんの気持ちをはっきりと相手方に伝えることが解決につながることもあります。相手に不快であると伝えることができるかどうか一緒に考え、どうしても意思表示ができない場合は、我慢せず、その場を離れるように助言しましょう。

2. 先生など信頼できる人に相談しましょう。

お子さんから相談を受けた内容がご家庭だけで解決できないようでしたら迷わず、担任の先生やハラスメント相談員などに相談してみましょう。

3. 具体的な記録をとりましょう。

お子さんが受けた不快な行為や嫌がらせについて、日時、場所、発言内容、行為の回数などをできるだけ明確に記録しておきましょう。後々、役に立つこともあります。



お子さんが いじめや差別、ハラスメントの 行為者にならないために！

いじめやハラスメントは、個人の尊厳を傷つけるとともに、学校内の人間関係を壊すことにもなります。お子さんがいじめやハラスメントの加害者にならないために、ご家庭でも日頃から次のようなことに留意した環境づくりを心がけましょう。

1. 性に関する受け止め方の違い

性に関することなど言動の受け止め方には個人や男女間・世代間で差があることをお子さんに少しずつ認識させるようにしましょう。本人にとっては悪気のないつもりの方の言動でも、相手を傷つけることがあるということを成長に合わせて教えてあげてください。

2. 男女間の対等な関係づくり

日常生活にひそむ男女の役割といった固定的な性別役割分業意識から脱し、男女間の対等な関係づくりをお子さんが心がけられるように導きましょう。

3. 相手を尊重する意識づくり

相手が不快に感じていることが分かった場合は、すぐに止めて、相手の気持ちを尊重するように働きかけてください。

お子さんが いじめや差別、ハラスメントを 見たり、友人から相談されたら

お子さんの周囲にいじめやハラスメントはありませんか。

お子さんは、自分の周囲のいじめやハラスメントを黙認していませんか。見て見ぬ振りをするのは、いじめやハラスメントに加担していることにもなり得ます。お子さんが第三者としていじめやハラスメントと思われる事態に遭遇したら、弱い立場の人の心情を理解するようアドバイスしてください。

お子さんがもしいじめやハラスメントの相談を受けたら…。

お子さんが友人などからいじめやハラスメントのことで相談を受けたら、相談者本人の意思を尊重しながら、身近な先生やハラスメント相談員に相談するようアドバイスしてみましょう。

被害を受けた当事者以外の人からの相談も 受け付けています。

被害を受けた当事者だけでなく、その当事者から相談を受けた人もハラスメント相談員に相談することができます。

生徒・児童間の事案にかかわる 相談及び手続について

小学校、中学校及び高等学校において生じた生徒・児童間の事案については、人権問題であるとともに教育問題でもあるという観点から、解決は当該学校に委ねられています。この場合に、相談から解決にいたる流れは、次のとおりになります。

- ①相談者は、生徒・児童間の事案について相談する場合には、事案の早期解決のため、原則として、当該事案の当事者の氏名、所属及び事案の詳細を明らかにするものとします。
 - ②相談内容が生徒・児童間の事案であるときは、その内容を当該学校長に報告するものとします。
 - ③相談内容が生徒・児童間の「いじめ」に該当すると認められる場合には、当該学校のいじめ対策組織において対応します。
- ※詳しくは、成蹊学園ハラスメント防止ガイドラインに説明がありますので参照してください。

プライバシー保護・ 不利益取扱いの 防止について

相談や申立て（問題解決）に関して、相談員及び本委員会が知り得た情報は漏れることがないよう厳重に取り扱います。また、相談者や証言者が報復、脅迫、その他の不利益な取扱いを受けないように配慮します。

成蹊学園には ハラスメント相談員がいます

ハラスメント相談員には、専門相談員と学内相談員がいます。

専門 相談員

成蹊学園が委託する専門のカウンセラーが相談員となります。

受付方法：電話、電子メールで受け付け、面談の日時を決めます。
相談室開室日時：毎週 火曜日、木曜日 11時～18時

電話：0422-37-3985（上記時間帯のみ）

E-mail: shsoudan@jim.seikei.ac.jp

相談については面談を原則とします。匿名でも相談できます。ただし、具体的な解決手続をとることが必要となった段階では、氏名、所属等の確認が必要となります。被害を受けた当事者だけでなく、その当事者から相談を受けた人、ハラスメント行為を目撃した人も相談することができます。

学内 相談員

学内相談員は、相談を受けた場合、対応手続きを説明し、専門相談員への取次ぎを行います。

学内相談員の名前、連絡先は本委員会ホームページに掲載しています。

相談受付 窓口

成蹊学園では、次の相談受付窓口を設置しています。以下の相談受付窓口にはハラスメント相談員への取次ぎを依頼することができます。

相談受付窓口：総務部総務課、健康支援センター、各学校の保健室
利用方法：氏名、連絡先等を記載したものを封筒に入れて窓口へ提出してください。
窓口から相談員に迅速に取り次ぎます。



このリーフレット及びハラスメント防止委員会に関するお問合せ

ハラスメント防止委員会事務局 (総務部総務課)

E-mail:harass@jim.seikei.ac.jp TEL.:0422-37-3503

ホームページ ▶▶▶ <https://www.seikei.ac.jp/gakuen/about/efforts/harass/>



FSC
www.fsc.org

ミックス

責任ある木質資源を
使用した紙

FSC® C002318